

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象
となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、
手続等に関する条例の一部改正について

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附
金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一
部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる
寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関す
る条例の一部を改正する条例

(熊本市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第19号）の一部を
次のように改正する。

第3条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第21条第1項第3号中「第52条第4項及び」の次に「第5項並びに」を加え
る。

(熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指
定するための基準、手続等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
を指定するための基準、手続等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を
次のように改正する。

第4条第5号中「これを」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに
記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を」に改

める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条第4項中「第2項各号」を「第2項第2号から第4号まで」に改める。

第13条第1項中「掲げる書類」の次に「(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(提出理由)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。